

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

2009年6月1日 施行

2014年6月1日 改定

2019年6月1日 改定

## 1. 計画期間等

- (1) 計画期間 2019年6月1日～2024年5月31日までの5年間とする
- (2) 計画の見直し 行動計画は、期間中における就業規則や人事制度の改正、労働組合からの要望等に応じて弾力的に変更できるものとする。

## 2. 行動計画に掲げる目的および対策について

- (1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目的： 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

対策： 就業規則、又は規程に明記

- 妊娠中に利用できる支援制度
  - ・産前休暇
- 出産後に利用できる支援制度
  - ・産後休暇（産後6週までは就業不可、6週経過後は本人の申請により就業可能）
  - ・育児休業（子が1歳に達するまで、条件に該当する場合は子が2歳に達するまで）
  - ・子の看護休暇
    - ・時間外労働の制限
  - ・深夜業の制限
    - ・育児短時間勤務
  - ・所定外労働の免除
- 規程の開示
  - ・就業規則および規程をイントラに開示
- 産休または育児休業期間の職場環境への配慮
  - ・産休または育児休業の取得を前提とした組織人員の配置
  - ・育児休業後の勤務は産休直前の部署および職務を基本とする

目的： 産休または育児休業を取得する従業員への周知

対策： 育児休業取得者へ個別説明対応の実施

- 育児休業取得に関わるマニュアルの整備
  - ・産休または育児休業取得者に対し事前説明の個別実施
  - ・育児休業解除時のフォロー対応と復職後職場への情報提供

- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目的： 有給休暇が取得しやすい職場環境の情勢

対策： 有給休暇取得の運用ルールの策定と周知

- 運用ルールの策定
  - ・有給休暇取得目標を明示
  - ・計画的な取得を促す取得計画表の導入
- 取得状況の見える化
  - ・イントラネットへの取得実績の掲示

以上